尾張旭市監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき 実施した財政援助団体(尾張旭市商工会)監査の結果を、同条第9項の規定 により公表します。

令和4年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

財政援助団体監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査(財政援助団体監査)

2 監査の対象

令和2年度及び令和3年度の尾張旭市商工会(以下「商工会」という。)に対する 補助金に係る出納その他の事務及び本市からの財政援助に係る事務

3 監査の期間

令和4年3月24日から令和4年4月28日まで

4 監査の方法

商工会の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

商工会の事務及び当該団体に関する市の事務は、適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項(注意すべきもの 産業課)

令和2年度尾張旭市商工団体事業費補助金事業において、補助事業者から提出された交付申請書類に違算、記載誤り等がある。収受した申請書類については内容を十分審査し、誤りが認められる場合は、修正の上、再提出をするよう指導されたい。